定款

定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人内視鏡医学研究振興財団という。

(事務所)

- 第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
 - 2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、内視鏡医学に関する研究及び教育を奨励助成し、もって医学振興への貢献と人類の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 内視鏡医学研究に関する個人又はグループに対する研究助成
 - (2) 内視鏡医学研究に功績のあった個人又はグループに対する顕彰
 - (3) 内視鏡医学に関する研究会の振興に対する助成
 - (4) 内視鏡医学研究のため来日する海外研究医に対する助成
 - (5) 内視鏡医学研究のため国際学会に参加する研究医に対する助成
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第 6 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。
 - 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) この法人が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として 記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会において、運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
 - 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第 7 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。
 - 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、 理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議を経て、評議員会の決議 に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により承認を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第 8 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会で別に定める。

(事業計画及び収支予算)

- 第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類については、毎事業年度の開始の前の日までに理事長が作成し、理事会の決議を経 て、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
 - 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
 - 4 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出するととも に、当該事業年度の末日までの間、当該書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に 供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号及び第2号の書類については定時評議員会に報告し、第3号から第6号の書類については定時評議員会において承認を得なければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後遅滞無く、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告しなければならない。
 - 4 この法人は、第1項の書類のほか、次の書類を5年間その主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿

- (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則等)

- 第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものと する。
 - 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会で定める経理規程による。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の 規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定 し、第10条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人には、評議員20名以上30名以内を置く。

(選任等)

- 第14条 評議員は、評議員会の決議により選任する。
 - 2 評議員を選任するにあたっては、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の 1を超えないものであること。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産に よって生計を維持している者
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口から二に掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- ロ使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する 大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、 総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人 (特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法 人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(職務権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項を決議する。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 第13条で定める評議員の員数が欠けた場合には、辞任又はその任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第17条 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の議決に加わることのできる評議 員の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、評議員会におい て議決を行う前に、当該評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又その職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第18条 評議員は無報酬とする。
 - 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並 びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

- 第19条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。
 - 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 評議員の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の額

- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書等決算書類の承認
- (5) 基本財産の処分等の承認
- (6) 定款の変更
- (7)公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 吸収合併契約の承認
- (9) 事業の全部譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に関する法律(以下「法人法」という。) に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

- 第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
 - 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、随時開催する事ができる。

(招集)

- 第21条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
 - 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
 - 4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て評議員会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞無く招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合
 - 5 評議員会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各評議員に対して、会議の日時、 場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
 - 6 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、「法人法」第189条第2項に規定する事項及びこの定款に別段の 定めがあるものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半 数をもって行う。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議 決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし たときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合においては、 当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁 的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったもの とみなす。

(議事録)

- 第26条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。
 - 2 評議員会議長は、前項の議事録に署名し、又は記名押印するものとする。

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

- 第27条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 10名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以上 3名以内
 - 2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を「法人法」第197条が準用する第91 条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

- 第28条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。
 - 2 代表理事及び執行理事は理事会の決議により理事の中から選任する。
 - 3 前項で選任された代表理事は理事長に、執行理事は常務理事にそれぞれ就任する。
 - 4 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める 特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事につい ても、同様とする。
 - 6 他の同一の団体(公益法人は除く。)の理事又は使用人である者その他これに準じる相互 に密接な関係にあるものとしての法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3 分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、 遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務 の執行の決定等に参画する。
 - 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。又理事長に事故があるとき、

又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会の招集並びに理事会議長の職務を代行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ケ月を越える間隔で2回以上、自己の職務 の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は 法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、 遅滞無く、その旨を評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、 又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい 損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求す ること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時 評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評 議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
 - 3 第27条第1項で定める役員の員数が欠けた場合には、辞任又はその任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

- 第32条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又その職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第33条 役員は無報酬とする。
 - 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並 びに費用に関する規程による。

第2節 理事会

(構成及び権限)

- 第34条 理事会は、すべての理事をもって組織する。
 - 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事、執行理事の選定及び解職
 - (4) 顧問の選定及び解職
 - (5) 選考委員の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。
 - 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事 が招集したとき。
 - (4) 第30条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

- 第36条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号により理事が招集する場合は当該理事が、 前条第3項第4号後段により監事が招集する場合は当該監事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議 の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経 ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案に つき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示 をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、 監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

- 第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。
 - 2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事 長及び監事は、これに署名し、又は記名・押印しなければならない。

第6章 顧 問

(顧問)

- 第42条 この法人には、顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、この法人の役員及び評議員経験者のうちから、任期を定めた上で理事会において選任する。
 - 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。その費用は、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程に準じる。

(顧問の職務)

第43条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第7章 選考委員会

(選考委員会及び委員)

- 第44条 この法人には、第4条に掲げる事業の対象となるものを選考するため、選考委員会を 置く。
 - 2 選考委員会は、10名以上15名以内の委員をもって組織する。
 - 3 前項の委員は、この法人の役員及び評議員以外の学識経験者のうちから理事会の決議を

経て理事長が委嘱する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 選考委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において第3条に規定する目的、第4条に規定する事業、第1 4条に規定する評議員の選任の方法及び第17条に規定する評議員の解任の方法を含め て、議決に加わることのできる評議員の議決権の4分の3以上の決議を経て変更するこ とができる。ただし、第47条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除く。

(解散)

第46条 この法人は、法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解 散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第47条 この法人が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ケ月以内に、理事会の決議を経た後、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第48条 この法人が、清算するときに有する残余財産は、理事会の決議を経た後、評議員会の 決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法 第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

- 第49条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
 - 4 事務局の職員は、理事長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告等

(公告)

- 第50条 この法人の公告は、電子公告による。
 - 2 やむ得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により 別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定め る公益法人の設立の登記の日から実施する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときには、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事(理事長)は林田康男、執行理事(常務理事)は田嶋友幸とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

雨宮隆太	飯田三雄	一瀬雅夫	上西紀夫	川原克信
北野正剛	金城福則	楠 洋子	工藤進英	工藤正俊
小林俊光	佐藤俊一	鈴木和雄	田尻久雄	田中雅夫
内藤誠二	中野孝司	西垣晋一	東原英二	日比紀文
藤本荘太郎	松本純夫	森山 寛	吉田茂昭	芳野純治